

原子力防災に係る「島根地域の緊急時対応」の改定について

1. 「緊急時対応」とは

- (1) 原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置
- (2) 地域原子力防災協議会で、当該地域全体の避難計画である「緊急時対応」を取りまとめ、原子力災害対策指針等に照らして、具体的かつ合理的であることを確認
- (3) 地域原子力防災協議会における確認結果を、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議に報告し、原子力防災会議で、了承
- (4) 策定した「緊急時対応」については、訓練等の結果も踏まえ、適宜改定

2. 「島根地域の緊急時対応」に係る経過

令和3年7月30日	島根地域原子力防災協議会で、策定 (具体的かつ合理的であることを確認)
令和3年9月7日	原子力防災会議で、了承
令和8年4月 ～7月	島根地域原子力防災協議会の下部組織である作業部会で、策定以降の状況の変化等を踏まえて、改定が必要な内容の確認を行い、改定案を取りまとめ
<u>令和8年9月10日</u>	<u>島根地域原子力防災協議会で、改定を予定</u>

※下線部分が、このたびの報道発表内容となります。

3. 主な改定ポイント

- (1) 複合災害時の対応の明記
 - ・ 不測の事態での実動組織による住民避難への支援や、国による自然災害対応と原子力災害対応の意思決定の一元化など、従来から計画されている対応を明記
- (2) 屋内退避の運用の反映
 - ・ 屋内退避中も生活の維持に最低限必要な一時的な外出は可能であることや、屋内退避を解除するための要件など、原子力災害対策指針の改正で明確化された内容を反映
- (3) 策定以降に実施した原子力防災体制の強化につながる取組等の反映
 - ・ 地区別広域避難計画パンフレットの全地区分の作成・配布や、原子力災害医療協力機関の追加などを反映